子ども・子育て支援新制度.

が始まります!

全ての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じ、子どもたちが笑顔 で成長していけるように、来年度から新しい制度が始まります。 今回は、新制度の概要と主な内容についてお知らせします。

社会にします

して、子育てしやすい、

働きやすい



友 取り組み

こども園」の推進を図ります 保育の場をふやし、 幼稚園と保育園を一つにした 待機児童を減ら

充や、質の向上を図るためにつくられ 連する法律などに基づき、幼児期の教 した「子ども・子育て支援法」と、 地域の子育て支援の量の拡 平成24年8月に成 関 制度では、

育や保育、

子ども・子育て支援新制度」

この新制度は、

【教育・保育施設と地域型保育事業の紹介】

まな子育て支援の量の拡充や質の向

幼児期の教育や保育、地域のさまざ

上を目指します

認定こども園 (0~5歳)

めにつくられたものです

*

「子ども・子育て支援新制度」

ボルマーク(提供:内閣府

新制度を多くの人に知ってもらうた

教育と保育を一体的に行う施設

幼稚園と保育園の機能や特長をあわ せ持ち、地域の子育て支援も行います。 保護者の就労の有無にかかわらず、 同じ園に継続して通うことができます。

幼稚園 (3~5歳)

幼児期の教育を行う学校

昼過ぎまでの教育時間のほか、園に より教育時間前後や園の休業中の教育 活動(預かり保育)などを行います。 利用できる保護者/制限なし

認定こども園」 幼稚園と保育園

幼稚園、 のよさをあわせ持 保育園 のほ 教育・保育施設の推進と地域型保育事業の新設

童の解消を図ります。 する地域型保育事業を創設し、 新しく少人数の子どもを保育

地域型保育 (0~2歳)



少人数の単位で、0~2歳の子どもを 預かる事業

待機児童の多い0~2歳児を対象に した事業が始まります。

※保育ママや認可外保育施設からの移 行が想定されます。

保育園 (0~5歳)



就労などのため家庭で保育のできない 保護者に代わって保育する施設

夕方までの保育のほか、園により延 長保育を実施します。

利用できる保護者/共働き世帯など、 家庭で保育のできない保護者

収録が地域の子育て支援の充実

充実させていきます。 る相談をしたい人などに対する支援を 家庭で子育てする人のほか、子どもを られるような仕組みになっています。 時的に預けたい人や、子育てに関す 新制度は、全ての子育て家庭を支え

時的に子どもを預けたい人には…

時預かり

時的に子どもを預かります。 保育園や認定こども園などで、

ファミリー・サポート・センター

を受けたい人の子どもを一時的に預 かるなどの支援を行います。 子育ての援助をしたい人が、援助

新一分年度から開始

子育てに関する相談や情報を知りた い人には…

子育てコンシェルジュ

対 象

子どもが満3歳以上で

子どもが満3歳以上で 保育を必要とする場合

子どもが満3歳未満で

保育を必要とする場合

教育を希望する場合

ビスの情報を提供したりします。 保護者の相談に応じたり、保育サー こども保育課(市役所4階)で、

8時30分~17時

き/月〜金曜日(祝休日は除く)

支給認定の種類

支給認定

区分

1号認定

2号認定

3号認定

子育て応援隊

談員が、希望する家庭を訪問し、子 公立幼稚園・保育園の保育士や相

育て相談に応じます。 訪問日/月~金曜日(祝休日は除く)

利用料/無料

ます 入園の手続や保育料が変わり

受けていただきます。認定後、 を利用する際に、利用のための認定を 「認定証」を交付します。 幼稚園や保育園、認定こども園など 市から

などが変わります(左表参照)。 認定の区分に応じて、利用できる施設 齢によって、3つの区分があり、 認定は、利用先の希望や子どもの年 その

禾	川用先	
記	定こども園	
一	定こども園	
認保容	 定こども園、 	

幼稚園 保育園 保育園、 地域型保育

保育園・認定こども園・地域型保育 の利用 (2・3号認定)

手続をします。 こども保育課 (市役所4階) で、

●保育園などの利用のための認定を ❺利用先の決定後、 ❹申請者の希望、保育園などの状況 ❸保育園などの利用希望を申し込む ❷市から「認定証」が交付される 申請する(③と同時申請可) 等により、市が利用調整する 保育園などに入

入園手続の流れ

通園中の人の手続

幼稚園・認定こども園の利用 (1号認定)

各施設で手続をします。

法は、制度の内容とあわせて、

各園を

定を受ける必要があります。手続の方

既に通園中の人も、利用のための認

通じてお知らせします。

②施設から入園の内定を受ける ①施設に直接申し込む ③施設を通じて「利用のための認定」 市へ申請する

⑤施設に入園する ④施設を通じて、 が交付される 市から「認定証」

保育料

利用先にかかわらず、保護者の所得に ※一部の私立幼稚園では、新制度によ 応じた保育料が基本になります。 らず、従来どおり園で設定する保育 幼稚園や保育園、 料を支払う場合があります。 地域型保育などの



せします 人の利用手続について詳しくは、 「広報ふじ」9月5日号でお知ら そのほか、「子ども・子育て支 平成27年4月に入園を希望する

ください。 や内閣府のウェブサイトをごらん 援新制度」について詳しくは、市

問い合わせ/こども保育課 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.htm 内閣府 子ども・子育て支援新制度施行準備室ウェブサイト **☎**(55) 2762 **國(5)2956**